千葉県浄化槽一括契約制度要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人千葉県浄化槽協会

　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人千葉県環境保全センター

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(平成２７年２月６日制定)

（目的）

第１条　　この要綱は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター（以下、検査センターという。）における千葉県浄化槽一括契約制度の運用に当たり必要な事項を定め、制度の適正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）一括契約

　　　　浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口として浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約することをいう。

　（２）浄化槽工事業者

千葉県知事の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

（３）保守点検業者

　　　　千葉県知事（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市長）の登録を受けて浄化槽の保守点検業を営む者をいう。

（４）清掃業者

　　　　市町村長等の許可を受けて浄化槽の清掃業を営む者をいう。

　（５）法定検査

浄化槽法第７条第１項の水質に関する検査（以下、７条検査という。）及び浄化槽法第１１条第１項の水質に関する検査（以下、１１条検査という。）をいう。

　（６）１１条ＢＯＤ検査

　　　　検査センターが定める「１１条ＢＯＤ検査に係る実施要項」に基づく１１条ＢＯＤ検査をいう。

（一括契約書の内容）

第３条　　一括契約に係る一括契約書（以下、一括契約書という。）は次に掲げる事項を記載するものとする。（別添例示）

　（１）法定検査の受検手続きを代行すること

（２）環境省令に定める技術上の基準に従い、適正に保守点検を実施するとともに、清掃業者と連携し適正な清掃の実施を図ること

　（３）浄化槽保守点検記録票を作成し浄化槽管理者に交付すること

　（４）浄化槽の適正な使用方法について浄化槽管理者に助言すること

　（５）行政機関への浄化槽使用開始報告書の提出を代行すること

　（６）浄化槽管理者は法定検査の結果について、法定検査の実施機関が一括契約の窓口となる保守点検業者（以下、窓口保守点検業者という。）にその情報を提供することに同意すること

２　前項各号にかかわらず浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口として浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約した契約書は、当分の間、一括契約書とみなす。

（一括契約の対象となる浄化槽）

第４条　　千葉県内に設置されるすべての浄化槽を対象とする。

ただし、７条検査を伴う一括契約については、市町村が行う補助制度を利用する１０人槽以下の浄化槽を除く。

（一括契約に当たっての留意）

第５条　窓口保守点検業者は、清掃業者と十分な調整を図り、一括契約を締結する。契約締結後も同様とする。

（一括契約の報告）

第６条　　窓口保守点検業者は一括契約を行った浄化槽管理者の名簿を別紙１により検査センターに報告するとともに、別紙2により一括契約の契約件数を取りまとめ一般社団法人千葉県環境保全センター（以下、環境保全センターという。）に報告すること。

２　窓口保守点検業者は一括契約を解約した場合は、別紙3により検査センターに報告すること。

（一括契約の推進）

第７条　　環境保全センターは窓口保守点検業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。

２　浄化槽工事業者及び一般社団法人千葉県浄化槽協会は窓口保守点検業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。

（検査の実施）

第８条　　検査センターは一括契約により窓口保守点検業者からの依頼を受けて法定検査を実施する。

２　検査センターは法定検査の結果を、浄化槽管理者に通知するとともに、必要に応じて承諾を受けた窓口保守点検業者に通知する。

３　検査センターは法定検査の結果により、必要な場合には保全センターの協力を受け、窓口保守点検業者に対して浄化槽の保守管理の改善についての助言を行う。

（法定検査手数料の徴収）

第９条　　法定検査手数料は、窓口保守点検業者が浄化槽管理者から徴収した場合は検査実施後に検査センターに支払い、徴収しない場合は検査センターが浄化槽管理者に請求徴収する。

（１１条ＢＯＤ検査の実施）

第10条　　一般住宅に設置される１０人槽以下の浄化槽において実施される

１１条検査は、１１条ＢＯＤ検査と連携を図りながら実施することとする。

（要綱の改定）

第11条　　この要綱は、随時に見直しを行い、必要により改定するものとする。

（附則）

　この要綱は平成２７年４月１日から施行する。